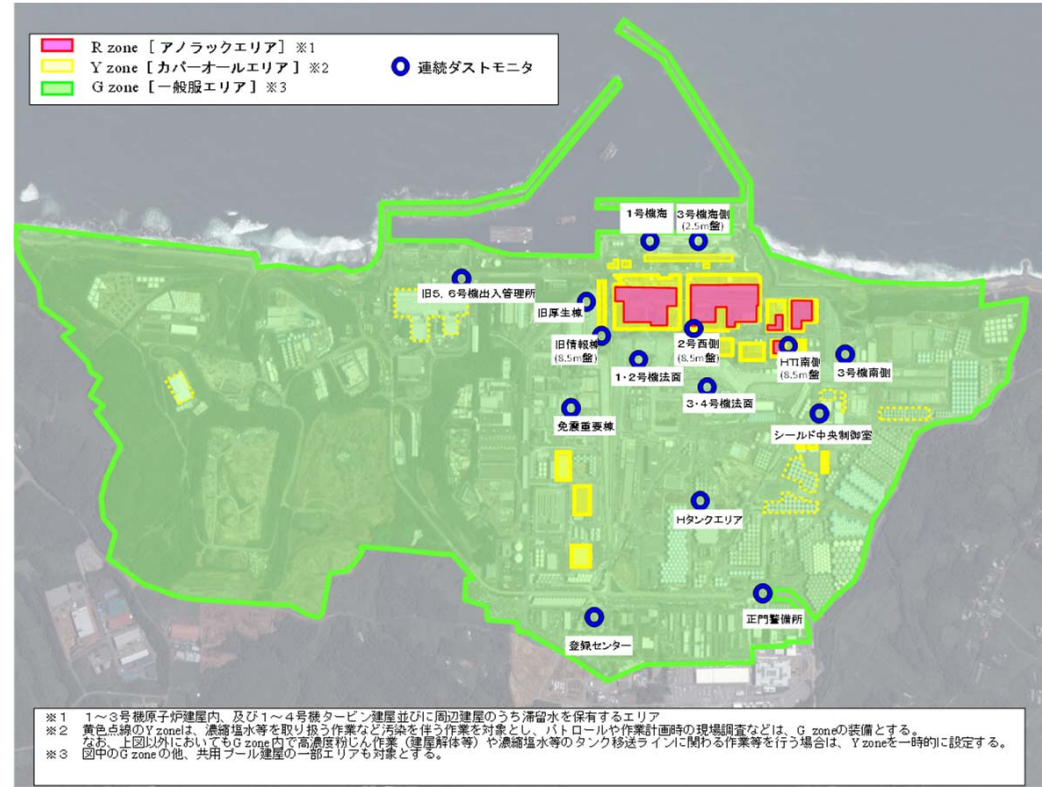


分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定		7月				8月				9月			10月	11月	12月	1月	2月以降	備考
			25	8	15	22	29	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		

労働環境改善



管理対象区域の運用区分 レイアウト

提供：日本スペースイメージング、©DigitalGlobe

福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス 感染拡大抑制に向けた対策の強化・徹底について

2021年8月26日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の強化・徹底 (1/3)



1. 概要

- 新型コロナウイルスについては、緊急事態宣言の対象地域が増えるなど、全国的に感染が拡大している。福島第一原子力発電所においても感染者数が増加傾向にあること等を踏まえ、これまで実施してきた感染拡大防止対策の強化・徹底を図っている。
- 現時点（8月25日15時）では、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において、新型コロナウイルス累積感染者は、102名（社員10名、派遣社員1名、協力企業作業員90名、取引先企業従業員1名）、うち、8月の累積感染者は、63名（社員5名、派遣社員1名、協力企業作業員57名）。
- 今後も引き続き、感染拡大防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組む所存である。

2. 対策強化

(1) 不要不急の県外移動自粛要請

- ・社員及び協力企業作業員に対して、不要不急の県外移動について自粛することを強く要請。やむを得ず県外移動する場合は、極力、マイカーを使用し、不特定多数との接触回避を要請。
- ・人流の増加が想定されたお盆期間（8月7日～15日）にやむを得ず県外の自宅等に戻った場合には、福島県へ戻る前に、抗原検査キットによる陰性確認を実施（社員は必須、協力企業作業員は推奨）。

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の強化・徹底 (2/3)



(2) 行動履歴の確認

- これまでも、社員が「緊急事態宣言」「まん延防止」適用エリアを跨いで移動する際は、2階級上の上司による事前確認を受けるとともに、入社前に帰宅中の行動履歴を直属の上司が確認していたが、**エリアに関わらず全ての県外移動者について福島県へ戻る前に、直属の上司が移動中の行動履歴及び体調に問題がないこと確認し、福島県への移動と出社の可否について判断するよう変更。**
- **県外移動しない社員についても、直属の上司は、入社前に休日の行動履歴及び体調に問題がないことの報告を受け、出社の可否について判断するよう変更。**

① 日常管理

- 個人の行動履歴は記録に残し、管理者は適宜行動履歴を確認。
- 同居する家族についても同様に行動履歴の記録を残す。
- 移動先で家族と接触する場合、移動前に家族の行動履歴に問題が無いことを確認。
- **休日明けの出社前には行動履歴及び体調に問題が無いことを確認。** 体調に問題がある場合は勿論、行動履歴で判断に迷う行動が確認された場合は、出社を見合わせ（待機）。

② 県外移動を伴う場合

- **福島県へ戻る前に移動中の行動履歴及び体調に問題が無いことを確認。** 体調に問題がある場合は勿論、行動履歴で判断に迷う行動が確認された場合は、県内への移動は行わない。

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の強化・徹底 (3/3)



(3) 会食（会合）自粛

- ・ 県内外エリアを問わず、家族以外との会食は厳に慎む。（社員及び協力企業作業員共通）

(4) 日常の健康管理など

- ・ マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染予防対策の徹底。
- ・ 日常生活において3密を回避する行動の徹底。
- ・ 通勤車両等での移動中はマスクの着用、外気取り込み空調の設定など一般的な感染防止対策を徹底。
- ・ 日常の健康管理として入社前検温を実施し、体調不良の場合は出社を見合わせ。

(5) 在宅勤務

- ・ 発電所運営や廃炉作業の進捗に影響が生じない範囲で、社員の在宅勤務化を推進し、出社率を75%以下とする。

(6) 新型コロナウイルス対策連絡会の設置（当社および元請各社にて構成、8月19日～）

- ・ 県内外を含めた感染状況や各企業で講じている対策等について、情報共有を図るとともに、有効な対策については発電所大で速やかに展開。

(7) 新型コロナウイルスワクチン職域接種の実施状況

- ・ 福島第一の社員、協力企業作業員で接種を希望をしている対象者（約3,700名）について、6月28日より職域接種を実施しており、1回目のワクチン接種を完了済み。2回目のワクチン接種は9月上旬に完了予定であったが、ワクチンへの異物混入の疑いによる使用見合わせが通知されたことから、接種を中断したため現時点では未定。³

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/3）



＜東京電力HD(株)社員及び協力企業作業員共通＞

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施（継続実施）

- 発電所各所（新事務本館2か所、入退域管理棟2か所、協力企業棟2か所、正門）において、体表温度検査を行い、37.0℃以上の場合は入館（入所）不可としている（現時点で入所不可となった者はいない）



■ 食堂の対面喫食禁止（継続実施）

- 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の椅子の間引きを実施

■ 食堂での黙食の徹底（継続実施）

- 喫食時の会話による飛沫感染を防ぐため、各食堂での黙食の徹底



■ 行動制限への対応（対策強化）

- 不要不急の県外移動自粛強く要請(やむを得ず県外移動する場合は、極力、マイカー利用)
- 県内外エリアを問わず、家族以外との会食は厳に慎む

■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

福島県外からの新規入所者※にあたっては、来県前に以下を実施

※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く

- 2週間の行動歴を確認
- PCR検査を受検し、結果に問題が無いことを確認したうえで入所を許可
- PCR検査受検不可の場合、来県前2週間の健康観察期間（非出社・在宅）を設け、問題がないことを確認したうえで入所を許可

■ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種（継続実施）

- 6月28日より実施中。ワクチンへの異物混入の疑いによる使用見合わせが通知されたことから、接種を中断したため、希望者への2回目接種完了時期は、現時点では未定

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/3）

<東京電力HD(株)社員>

■ 出張の制限（継続実施）

- 福島県外へのお出張は原則禁止、原則TV会議等を活用し、県外移動を極力防ぐこと
- 出張をする場合は、必要性を明確にし、2週間前までの行動履歴を上司に提出
- これまでにクラスターが発生しているような施設など、3密※のある場所等には行かない
※3密の密接とは、「マスクなしで人との距離1m未満、15分以上接触」が目安

■ 単身赴任者などの移動（対策一部強化）

- これまでも、「緊急事態宣言」「まん延防止」適用エリアを跨いで移動する際は、2階級上の上司による事前確認を受けるとともに、入社前に帰宅中の行動履歴を直属の上司が確認していたが、**エリアに関わらず全ての県外移動者について福島県へ戻る前に、直属の上司が移動中の行動履歴及び体調に問題がないこと確認し、福島県への移動と出社の可否について判断するよう変更**
- **県外移動しない社員についても、直属の上司は、入社前に休日の行動履歴及び体調に問題がないことの報告を受け、出社の可否について判断するよう変更**
- **人流の増加が想定されたお盆期間（8月7日～15日）に県外帰省した社員には、福島県に戻る前に抗原検査キットにより陰性確認を実施**

■ 会合及びイベントへの参加自粛（対策一部強化）

- **県内外エリアを問わず、家族以外との会食は厳に慎む**
- 具体的な「行動履歴の記録」を徹底
- 家族を含め、上記自粛を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、事案発生日を起点に2週間の在宅勤務もしくは自主的なPCR検査受検を必須とする

■ マスク着用義務（継続実施）

- 全社員に対しマスク着用を義務化（単身赴任者の自宅帰省時を含む）

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（3/3）



<東京電力HD(株)社員>

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（継続実施）

- 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
- 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所への報告を指示

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨（対策一部強化）

- 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
- 社給PCやiPadによる在宅勤務を推進（**出社率75%以下**）

■ 独单身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入（継続実施）

- 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

<協力企業作業員>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には当社への報告を指示
- 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示

■ メーカー及び協力企業における来訪時の取り扱い（継続実施）

- 福島県外からの発電所への来訪は、原則禁止
- 緊急やむを得ない来訪は、以下の措置を講じる
 - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
 - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
 - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

3. 福島第一原子力発電所における当直体制

- **現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制**
- **廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が感染することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている**
 - **通勤バスの扱い**
 - 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更
 - **建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避**
 - 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート（又は時差）による分離
 - 着替え所を当直員と当直員以外で分離
 - 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離
 - **免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策**
 - 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
 - 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）
 - **運転員の執務環境関係**
 - 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
 - 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って実施
 - **空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止**
 - 免震棟緊急対策室並びに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

■ 感染者が出たときの対策（東電社員及び協力企業作業員共通）

- 感染者本人及び濃厚接触者の非出社対応
 - ・感染者本人及び濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
 - ・濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関及び保健所の指示に従う
- 感染者が使用したエリアの消毒
 - ・感染者が使用したエリアは、速やかに消毒
 - ・濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- 感染者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

■ 視察状況

- 視察者の受入れは、7月12日より中止（緊急事態宣言が解除になるまでの間、中止）

■ 各装備品の取り扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まりが続いているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取り扱いなどを行っている

労働環境の改善に向けたアンケートへのご協力をお願い

2021年8月

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

日頃、福島第一原子力発電所の廃炉作業に取り組んでいただき、ありがとうございます。また、毎年アンケートにご協力いただき、感謝しております。

今年も引き続き“安心して働きやすい職場環境”を作るため、日頃から皆さまが感じていることや、改善を望んでいることをお聞きしたく、アンケートを実施させていただきます。なお、このアンケートにお答えいただいた方が特定され、不利益になることのないようにいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

<ご回答方法について>

- ① ご回答は選択肢せんたくしに○をつける場合と、言葉や文章を書く場合があります。
- ② ○をつける数など詳しい回答方法は各質問の指示に従って回答してください。

<アンケートに関する相談窓口について>

「アンケート内容をチェックされた」、「事実と違う内容を書くように言われた」などの場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。

【相談窓口】

東京電力ホールディングス株式会社 アンケート相談窓口

電話 : 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (無料)

窓口設置期間 : 8月30日(月)～9月9日(木)

受付時間 : 平日 午前9時～午後5時

～質問は次のページから始まります～

年齢・元請企業、福島第一で作業した年数について教えてください。

(あてはまる数字と英字に○)

年 齢	1. 10代 4. 40代	2. 20代 5. 50代	3. 30代 6. 60代以上
<p>現在行っている作業 の元請企業の業種 (英字 A~D)と企業名 (数字 1~51) (業種と企業名の両方 に○をつけてくださ い)</p>	<p>A. プラントメーカー</p>		
	<p>1. 日立 GE ニュークリア・エナジー 2. 東芝エネルギーシステムズ 3. 東芝プラントシステム 4. 三菱重工業</p>		
	<p>B. 建設会社</p>		
	<p>5. 安藤・間 6. 鹿島建設 7. 熊谷組 8. 五洋建設 9. 倉伸 10. 大成建設 11. 竹中工務店 12. 東亜建設工業 13. 中里工務店 14. 前田建設工業 15. 三井住友建設 16. 片岡建設</p>		
<p>C. 東京電力グループ会社</p>			
<p>17. 東京パワーテクノロジー(TPT) 18. 関電工 19. 東京エネシス(Q'd) 20. 東電物流 21. 東京レコードマネジメント 22. 東双不動産管理 23. 日本原子力防護システム 24. 東電設計 25. 日立システムズパワーサービス</p>			
<p>D. その他</p>			
<p>26. アトックス 27. 宇徳 28. エイブル 29. 応用地質 30. 岡野バルブ製造 31. オルガノ 32. 神戸製鋼所 33. 芝工業 34. 新日本空調 35. 太平電業 36. 東京防災設備 37. 阪和 38. ALSOK 福島 39. 関電プラント 40. マグナ通信工業 41. 荏原工業洗淨 42. ウインズトラベル 43. 報徳バス 44. 浜通り交通 45. 日本フィールドエンジニアリング 46. 日本碍子 47. ウツエバルブサービス 48. 富士電機 49. ネクセライズ 50. 古河電気工業 51. 原子燃料工業</p>			
<p>東日本大震災（2011 年 3 月 11 日）以降、 福島第一で作業した 年数</p>	<p>1. 半年未満 3. 1年以上～1年半未満 5. 2年以上～2年半未満 7. 3年以上～4年未満 9. 5年以上～6年未満 11. 7年以上～8年未満 13. 9年以上～10年未満</p>		<p>2. 半年以上～1年未満 4. 1年半以上～2年未満 6. 2年半以上～3年未満 8. 4年以上～5年未満 10. 6年以上～7年未満 12. 8年以上～9年未満 14. 10年以上</p>

現在、働かれている会社の本社の所在地はどちらの市町村ですか。

(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外 2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町 7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市 12.南相馬市 13.新地町 14.飯館村 15.田村市 16.川俣町 17.上記 2.~16.以外の福島県内市町村
-----	--

住民票住所はどちらの市町村ですか。(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外 2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町 7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市 12.南相馬市 13.新地町 14.飯館村 15.田村市 16.川俣町 17.上記 2.~16.以外の福島県内市町村
-----	--

実際にお住まいのご住所※はどちらの市町村ですか。(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外 2.いわき市 3.双葉町 4.広野町 5.楡葉町 6.富岡町 7.大熊町 8.浪江町 9.川内村 10.葛尾村 11.相馬市 12.南相馬市 13.新地町 14.飯館村 15.田村市 16.川俣町 17.上記 2.~16.以外の福島県内市町村
-----	--

※福島第一原子力発電所まで通勤しているご自宅、寄宿舍などの住所

作業時の服装に近いもの、または最も多く着用する装備はどれですか。

(あてはまるもの1つに ○)

1. カバーオール+アノラック+全面マスク (Rゾーン装備) 下図 ①
2. カバーオール+半面マスクまたは全面マスク (Yゾーン装備) . . . 下図 ②
3. 一般作業服+DS2 マスク (Gゾーン装備) 下図 ③
4. 一般作業服 (上記の1. ~ 3. 以外)

各ゾーンの装備

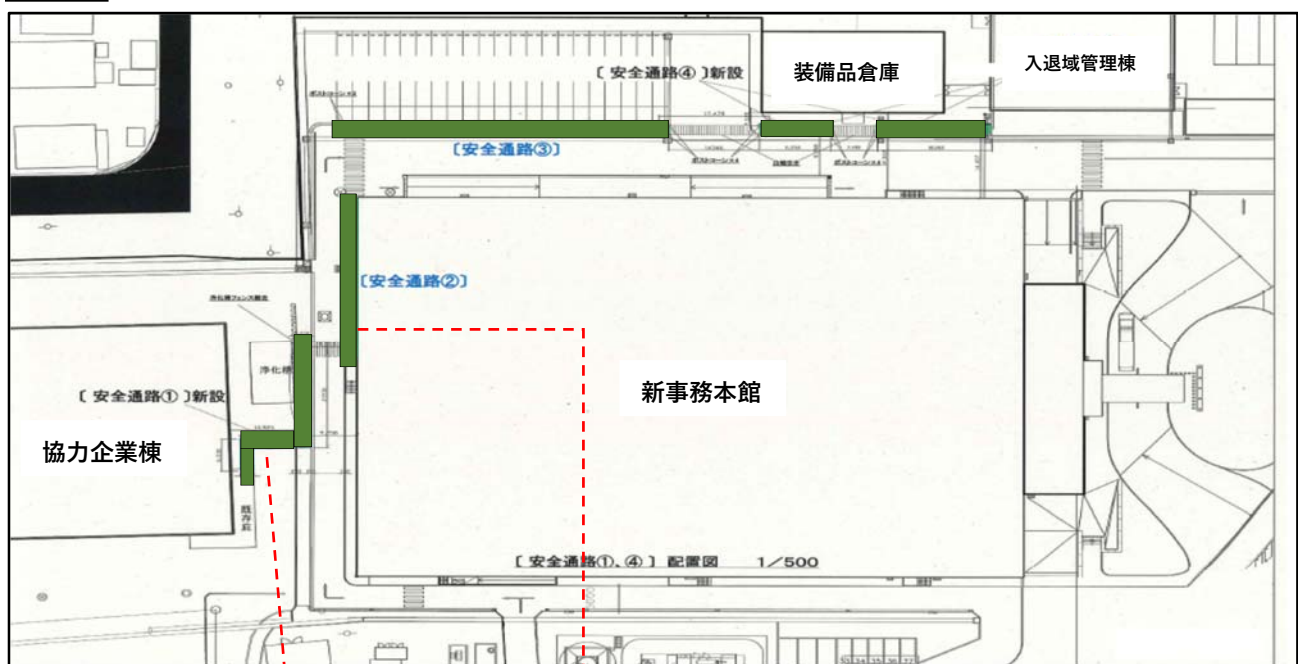
<p style="text-align: center;">① Rゾーン (アノラックエリア)</p>	<p style="text-align: center;">② Yゾーン (カバーオールエリア)</p>	<p style="text-align: center;">③ Gゾーン (一般エリア)</p>
<p style="text-align: center;">全面マスク</p>  <p style="text-align: center;">カバーオールの上にアノラック</p>	<p style="text-align: center;">全面マスク又は半面マスク</p>  <p style="text-align: center;">カバーオール</p>	<p style="text-align: center;">使い捨て式防じんマスク</p>  <p style="text-align: center;">一般作業服</p>

設問 1 改善項目の評価

問 1. これまでのアンケートでのご意見やご要望を踏まえ、新事務本館周辺の協力企業棟から入退域管理棟まで屋根の付いた「歩廊（安全通路）」を整備しましたが、
1「良い」～5「使っていない・知らない」の中から**お気持ちに一番近いものを1つ選び、○をつけてください。**

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 良い | 2. まあ良い |
| 3. あまり良くない | 4. 良くない |
| 5. 使っていない・知らない | |

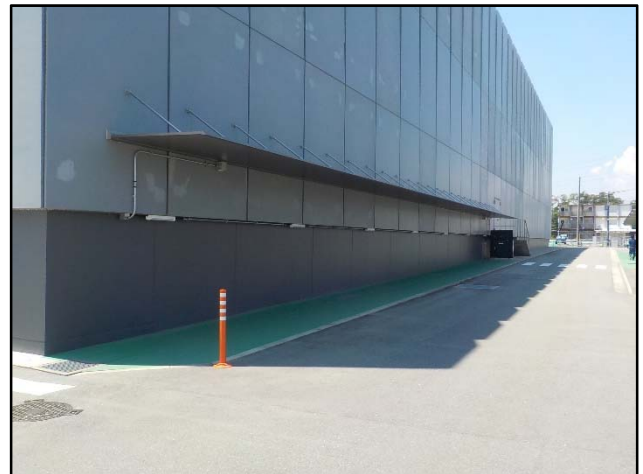
■：今回新たに整備した歩廊（安全通路）の範囲



【歩廊（安全通路）①】



【歩廊（安全通路）②】



設問 2

ウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」について

問 2. 廃炉に携わる作業員の皆さまとそのご家族、および応援する方たちのためのウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」を配信しておりますが、みなさんの感想をお聞かせください。(あてはまるもの1つに○)

1. 良い 設問 3 へ

2. まあ良い 設問 3 へ

3. あまり良くない 設問 3 へ

4. 良くない 設問 3 へ

5. 知っているが見たことがない

6. 知らない 設問 3 へ

→ 問 2-1. 「5. 知っているが見たことがない」理由は何ですか。

(あてはまるもの1つに○)

1. 興味が無い

2. 視聴する方法がわからない

3. 視聴する時間が無い

4. 視聴する環境が無い

5. その他

→ 「4. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を具体的に以下の欄に書いてください。

ご意見

ウェブサイト

「1 FOR ALL JAPAN」



URL ⇒ <http://1f-all.jp>



QR コード

設問3 廃炉情報誌「はいろみち」について

問3. 廃炉に携わる皆さまの思いや、廃炉とはどのようなものなのかをお伝えする情報誌「はいろみち」を定期発行しておりますが、みなさんの感想をお聞かせください。
(あてはまるもの1つに○)

1. 良い 設問4へ

2. まあ良い 設問4へ

3. あまり良くない 設問4へ

4. 良くない 設問4へ

5. 知っているが読んだことがない

6. 知らない 設問4へ

問3-1. 「5. 知っているが読んだことがない」理由は何ですか

(あてはまるもの1つに○)

1. 興味が無い

2. 置いてある場所を知らない

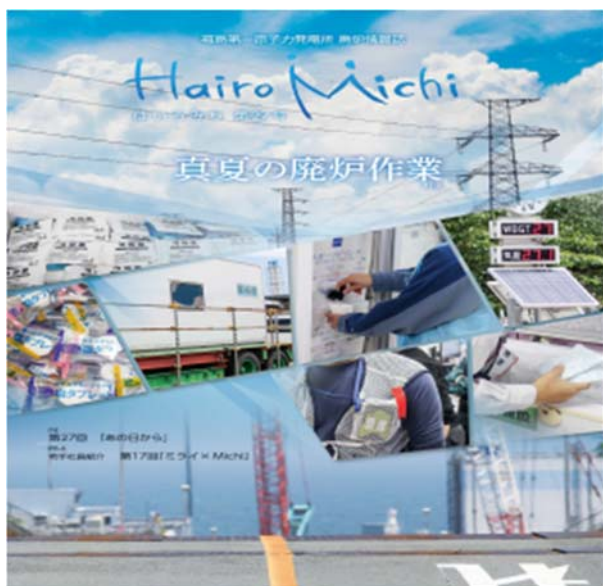
3. 近くに置いていない

4. その他

「4. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を具体的に以下の欄に書いて下さい。

ご意見

廃炉情報誌「はいろみち」



第27号 [2021年8月10日発行]

設問 4

福島第一原子力発電所共用部の不安全箇所について

問 4. 福島第一原子力発電所構内・構外において、みなさんが共通して使用する場所（例：共用道路、共用駐車場、入退域管理施設など）は安全と感じますか。

1. 安全と感じる

→ 設問 5 へ

2. まあ安全と感じる

→ 設問 5 へ

3. あまり安全でないと感じる

4. 安全でないと感じる

5. わからない

→ 設問 5 へ

→ 問 4-1. 安全でないと感じる理由は何ですか。（あてはまるものすべてに ○ ）

1. 現場までの照明が暗い

2. 一斉放送が聞きづらい

3. 歩道と車道の境界が不明確な場所がある

4. 道路の整備状況が悪い

5. 標識が整備されていない場所がある

6. Gゾーン、Yゾーン、Rゾーンの境界が不明確な場所がある

7. その他

→ 問 4-1 で安全でないと感じる方で、具体的内容（場所等）を教えてください。以下の欄に書いてください。

ご意見

（例：ふれあい交差点の山側の南北の横断歩道中央に約 10cm の段差がある）

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容と安全でないと感じる具体的内容（場所等）を以下の欄に書いてください。 ←

ご意見

設問 5

救急医療室 (ER) の利用しやすさについて

問 5. 救急医療室 (ER) においては、軽い体調不良、切りキズなどでも早めに診察、処置してもらいたいと考えています。この程度なら大丈夫と自分で判断せず、救急医療室 (ER) を利用していただけますか。(あてはまるもの1つに ○)

- | | | | |
|------------------|----------|---------------|----------|
| 1. 利用しようと思う | → 設問 6 へ | 2. まあ利用しようと思う | → 設問 6 へ |
| 3. あまり利用しようと思わない | | 4. 利用しようと思わない | |

問 5-1. 「3. あまり利用しようと思わない」「4. 利用しようと思わない」と感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|---|----------------|
| 1. 救急医療室(ER)に迷惑がかかる | 2. 東京電力に迷惑がかかる |
| 3. 救急医療室(ER)の環境や雰囲気が良くない | 4. 自分の不利益になる |
| 5. 救急医療室(ER)に行く基準やルールがわからない | |
| 6. 救急医療室(ER)の受診に時間がかかる (通常の医療機関で受診した方が早い) | |
| 7. かかりつけの医療機関がある | |
| 8. その他 | |

問 5-1 で 「1.~5.」とお答えになった方で、ご意見のある方は、具体的内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いて下さい。

--

設問 6

AED(自動体外式除細動器)の設置場所と使い方について

問 6. 福島第一原子力発電所の構内・構外には、万が一の救急時の備えとして、多くの施設に AED(自動体外式除細動器) と呼ばれる装置が置いてありますが、自分の作業場所から一番近い AED の場所を知っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 知っている

2. 知らない

→ 問 6-1. 実際に AED(自動体外式除細動器) を使用しなければならない状況になった場合、あなたは使用することができますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 使用できる

2. 自信はないが何とか使用できる

3. 自信がないので他の人に任せる

AED(自動体外式除細動器) の設置場所や使い方について、ご意見がある方は詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見


設問 7 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

問 7. 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」を実践することが求められています。あなたが主にお使いの休憩所について、人との間隔かんかく※は保たれていますか。

※人との間隔かんかくは、できるだけ2m（最低1m）空ける。（「新しい生活様式」引用）


（あてはまるもの1つに ○ ）

1. 保たれている  設問 8 へ

2. まあ保たれている  設問 8 へ

3. あまり保たれていない

4. 保たれていない

5. 休憩所は使っていない  設問 8 へ

▶ 問 7-1. 人との間隔かんかくが保たれていないと答えの休憩所はどちらですか。

（あてはまるものすべてに ○ ）

1. 大型休憩所

2. 厚生棟

3. 5・6号サービス建屋

4. 免震棟

5. 事務本館

6. 旧登録センター

7. 協力企業棟

8. 1～7.以外の構内休憩所

9. 構外休憩所

東京都などに緊急事態宣言が発出され、福島第一原子力発電所においても新規感染者が増加傾向にあります。福島第一原子力発電所での新型コロナウイルス感染拡大防止対策全般について、ご要望、お困り事がある方は、具体的内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 8 福島第一原子力発電所における施設環境について

問 8. 福島第一原子力発電所内の施設などにおいて、困っていることやご要望はありますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. ある

2. ない

→ 設問 9 へ

問 8-1. 困っていることやご要望のある施設などはどちらですか。
(あてはまるものすべてに ○)

【1～4号機周辺防護区域内】

1. 出入管理所 2. 装備交換所 3. 休憩所 4. バス (バス待合所含む) 5. その他

【構内】

6. 入退域管理施設 7. 休憩所 8. バス (バス待合所含む) 9. その他

【構外】

10. 休憩所 (協力企業棟内) 11. その他

問 8-1. で○を付けた施設などについて、ご意見、ご要望のある方は具体的な施設名と内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

(例：プロセス主建屋周辺にトイレ付きの休憩所もしくは装備交換所が欲しい。

：出入管理所から1～4号機周辺防護区域へ移動するにあたり、バス以外の移動手段が欲しい。)

設問 9**福島第一原子力発電所の「今後の仕事・作業の見通し」について**

問 9. 福島第一原子力発電所の「今後の仕事・作業の見通し」※について、元請会社あるいは雇用会社などから具体的にお聞きになったことがありますか。

(あてはまるもの 1 つに ○)

※地元企業の皆さまがより積極的かつ計画的に廃炉事業に参加いただけるよう、今後の見通しと必要な機材・技術等について、丁寧にわかりやすくお伝えする取組を昨年 9 月より始めております。

1. 聞いている

2. 聞いていない

問 9-1. 現在の所属先を教えてください。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 元請会社に所属する方々
2. 協力会社の監理員等の方々 (現場代理人、主任技術者、職員、工事監理者、放射線管理 (責任) 者、事務員、その他監理員)
3. 協力会社の作業班長・職長の方々
4. 協力会社の作業員の方々
5. その他 (一人親方等)

「今後の仕事・作業の見通し」について、ご意見がある方は以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 10 働くことへの不安について

問 10 あなたは、福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。

(あてはまるもの1つに ○)

1. 不安を感じている

2. 不安を感じていない

→ 設問 11 へ

▶ 問 10-1. 不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

1. 被ばくによる健康への影響^{えいきょう}
2. 安定的な収入が保証されない
3. 直近(数か月～1年程度先)の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
4. 中長期(2年以降先)の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない
5. 現場での事故、ケガ、熱中症
6. 福島第一で働くことに対する世間からの評判
7. 震災時のような事故があるのではないか

8. その他

▶ 「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 11 働くことへのご家族の不安について

問 11. ご家族の方は、あなたが福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。
(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 不安を感じている

2. 不安を感じていない

→ 設問 12 へ

3. わからない・がいとう該当しない

→ 設問 12 へ

問 11-1. ご家族が不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

1. 被ばくによる健康への^{えいきょう}影響

2. 安定的な収入が保証されない

3. 直近(数か月～1 年程度先)の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない

4. 中長期(2 年以降先)の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない

5. 現場での事故、ケガ、熱中症

6. 福島第一で働くことに対する世間からの評判

7. 震災時のような事故があるのではないか

8. その他

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 12 放射線に対する不安について

問 12. 構内で作業をするうえで放射線に対する不安はありますか。
(あてはまるもの 1 つに ○)

1. ない  設問 13 へ

2. ほとんどない  設問 13 へ

3. 多少ある

4. ある

→ 問 12-1. 放射線に対してどのようなことが不安ですか。(あてはまるものすべてに ○)

1. 高線量エリアでの作業時に被ばくしそう
2. 作業時に身体や顔面が汚染しそう
3. 脱衣時に身体や顔面が汚染しそう
4. ダストの舞い上がりにより内部被ばくしそう
5. 装備軽減により作業服や個人靴が汚染しそう
6. その他

→ 「6. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 13 やりがいについて

問 13. 福島第一原子力発電所で働くことにやりがいを感じていますか。
(あてはまるもの1つに ○)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 感じている | 2. まあ感じている |
| 3. あまり感じていない | 4. 感じていない |

問 13-1. やりがいを感じていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

1. 他の仕事と賃金があまり変わらない
2. 廃炉事業の中での自分の仕事の貢献度がわからない
3. 仕事に重要性を感じない
4. 自分の技術・技能を活かせない
5. その他

「5. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 13-2. やりがいを感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 昔から福島第一で働いている(愛着) | 2. 福島復興のため(使命感) |
| 3. 福島第一の廃炉のため | 4. 他より賃金がよい |
| 5. 仕事の進み具合が目に見えてわかる | 6. 興味がある |
| 7. 達成感が得られる | 8. 責任ある仕事を任されている |
| 9. 自分の作業が廃炉に貢献できている | 10. 周りの人から感謝される |
| 11. 自分の技術・技能を活かせる | 12. その他 |

「12. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 14 福島第一原子力発電所での就労希望について

問 14. 今後も福島第一原子力発電所で働いていただけますか。(あてはまるもの1つに ○)

- | | | |
|------------|-------------------|-----------|
| 1. ぜひ働きたい | 2. 働きたい | |
| 3. どちらでもない | 4. どちらかと言えば働きたくない | 5. 働きたくない |

問 14-1. 「3.どちらでもない」「4.どちらかと言えば働きたくない」「5.働きたくない」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|---|-------------------|
| 1. 作業内容が自分に向いていない | 2. 作業が体力的・精神的にきつい |
| 3. 今後の仕事・作業が見えない | |
| 4. 作業環境の悪さ、廃炉への ^{こうげん} 貢献度等のわりには賃金(手当を含む)が安い | |
| 5. 単身赴任期間が長い | 6. 通勤時間が長い |
| 7. 被ばくによる健康への影響が不安 | 8. その他 |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 14-2. 「1.ぜひ働きたい」「2.働きたい」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 作業内容が自分に向いている | 2. 作業が体力的・精神的に楽 |
| 3. 今後やるべき仕事・作業がある | 4. 賃金(手当を含む)が高い |
| 5. 家族の元から通勤できる | 6. 通勤時間が短い |
| 7. 被ばくに不安がない | 8. その他 |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

東京電力福島第一原子力発電所内で作業に従事している皆さまへ

「おかしいな」と思ったら まず、ご相談ください！

こんなこと、ありませんか？

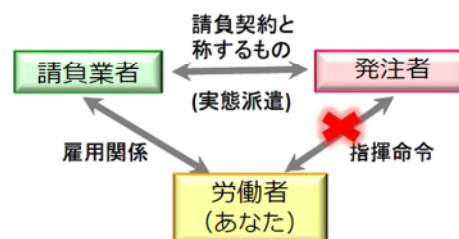
- ▶ 雇われた会社ではない別の会社の人から作業指示を受けている
- ▶ あらかじめ聞いていた作業内容・賃金と実際の仕事・金額が違う

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、雇用する会社が負わなくてはなりません。
たとえ請負契約を結んでいても、雇用している会社が指揮命令を行わず、他社が指揮命令を行っている場合は、いわゆる「偽装請負」または「違法な労働者供給」に該当し、法令違反です。
「おかしいな」と思ったら、まず、労働局にご相談ください。

このような雇用形態は「法令違反」です！

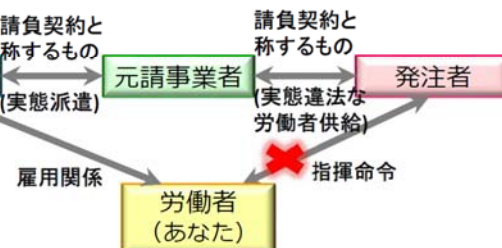
いわゆる「偽装請負」にあたる場合

請負契約の形を取っていても、
実態として「発注者」から「労働者」へ
指揮命令がある場合には、いわゆる
「偽装請負(実態派遣)」とみなされ、
労働者派遣法違反となります。



多重請負がいわゆる「二重派遣」にあたる場合

請負契約と称して労働者の派遣を受けた
元請事業者が、その労働者をさらに発注者の
指揮命令下で働かせることは、
いわゆる二重派遣にあたり違法です。



「偽装請負・二重派遣かな」と思ったら、ご相談ください！

福島労働局 需給調整事業室 電話 024-529-5746

〔所在地〕 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 4階

労働条件の明示がないのは「法令違反」です！

労働基準法では、雇用契約を結ぶ際に、労働条件について書面で明示しなければならない事項が決められています。あとで、事業主と「言った」「言わない」のトラブルを防ぐために、雇用契約を結ぶ際は、書面の内容をしっかりと確認し、納得した上で契約を結びましょう。

書面で明示されなかったり、下記の事項が書かれていない場合には、労働局や労働基準監督署にご相談ください。

※ 明示された労働条件が事実と異なる場合は、すぐに労働契約を解除できます。

なお、労働者が就業のために住居を変更して、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合は、使用者は必要な旅費を負担しなければならないと定めています。

書面で明示しなければならない事項

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- ③就業の場所・従事する業務
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制で勤務をさせる場合の就業時転換
- ⑤賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切り・支払の時期
- ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

労使協定なく、賃金の一部が差し引かれているのは「法令違反」です！

賃金に関するルール

賃金は、働いた方に全額支払われることが基本です。親睦会費や寮費などを賃金から天引きする場合は、労使協定が必要とされています。

また、健康診断にかかる費用等は、使用者が負担すべきものとされています。

「おかしいな」と思ったら、迷わず、ご相談ください！ 相談についての秘密は守ります。

労働基準監督署等名	電話番号	所在地
福島労働局監督課	024-536-4602	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
福島監督署	024-536-4610	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階
郡山監督署	024-922-1370	郡山市桑野2-1-18
いわき監督署	0246-23-2255	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4階
会津監督署	0242-26-6494	会津若松市城前2-10
喜多方監督署	0241-22-4211	喜多方市諏訪91
白河監督署	0248-24-1391	白河市郭内1-124
須賀川監督署	0248-75-3519	須賀川市旭町204-1
相馬監督署	0244-36-4175	相馬市中村字桜ヶ丘68
富岡監督署	0240-22-3003	双葉郡富岡町中央2-104

設問 16 労働条件の提示について

問 16. 雇用されている会社から契約期間、労働時間、休日、賃金などの条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用契約書、就業規則(イントラネット等への掲示でも可))を受け取っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)
 ※次のページに労働条件通知書の例を示しています。

1. 受け取っている

2. 受け取っていない

問 16-3 へ

▶ 問 16-1. 条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用契約書、就業規則)どおりに賃金は支払われていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 支払われている

2. 支払われていない

▶ 問 16-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

問 16-3. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式

(建設労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

	年 月 日									
殿	事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 [建設業許可番号] 使用者 職 氏 名 雇用管理責任者職氏名									
あなたを次の条件で雇い入れます。										
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年 月 日～ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 (<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">・契約期間満了時の業務量</td> <td style="padding: 0 10px;">・勤務成績、態度</td> <td style="padding: 0 10px;">・能力</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">・会社の経営状況</td> <td colspan="2" style="padding: 0 10px;">・従事している業務の進捗状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 0 10px;">・その他 ()</td> </tr> </table>)	・契約期間満了時の業務量	・勤務成績、態度	・能力	・会社の経営状況	・従事している業務の進捗状況		・その他 ()		
・契約期間満了時の業務量	・勤務成績、態度	・能力								
・会社の経営状況	・従事している業務の進捗状況									
・その他 ()										
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門)・II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 か月 (上限10年)) II 定年後引き続き雇用されている期間										
就業の場所										
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】 ・特定有期業務 (開始日： 完了日：)									
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(3)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等； () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)</td> </tr> </table>] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有、 無)	始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)	始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)	始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)						
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)										
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)										
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)										
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定例日；週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条									
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条									

(次頁に続く)

設問 17 福島第一原子力発電所の現場環境を踏まえた賃金割増について

就労実態に関係する問 17 の回答については、厚生労働省と共有いたします

問 17. 福島第一原子力発電所の現場環境を踏まえ、今までに雇用企業から賃金割増や割増手当について説明を受けましたか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、説明を受けている
2. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、検討中との説明を受けている
3. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、説明を受けていない

問 17-3 へ

▶ 問 17-1. 説明を受けた通りに割増された賃金や手当が支払われていますか。

1. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期から説明通りに支払われている
2. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期がまだきていない
3. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期を過ぎても説明通り支払われていない

▶ 問 17-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

問 17-3. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。 ◀

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 18 APD の不正使用について

問 18. 2020 年 9 月～2021 年 9 月の期間で、作業中に個人線量計(APD)の正しくない使い方を構内で見かけたり、正しくない使い方を指示されたりしたことがある場合は、以下の欄にその時期や詳しい内容を書いてください。(ただし、元請企業や雇用企業を実施する朝礼・研修における悪い事例の説明、注意喚起等は除きます)

記入欄

【時期はいつごろですか】

【どのような使い方でしたか】

【(指示されたことがある場合) 誰からどのような指示をされましたか】

問 18-1. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ APD の正しくない使い方をしていた「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名

設問 19 福島第一原子力発電所構内での作業時間について

問 19. 福島第一原子力発電所構内での個人線量計(APD やガラスバッジ等)をつけた 1 日の作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間+残業時間 2 時間)以内にしなければならないことを知っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 知っている

2. 知らない


※変形労働時間制の場合は 10 時間以上の勤務が認められる場合があります。

▶問 19-1. 福島第一原子力発電所構内で線量計をつけた 1 日の作業時間(休憩時間を除く)は 10 時間以内ですか。

ただし、変形労働時間制の方は「3.」のみに ○ をしてください。

1. 10 時間以内  設問 20 へ

2. 10 時間を超えている

3. 変形労働時間制である  設問 20 へ

▶問 19-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

< 参考 >

福島第一原子力発電所での作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間+時間外 2 時間)以内にしなければなりません。

- ・福島第一の構内に滞在する時間=作業時間が基本です。ただし、事前に決められた休憩時間は作業時間に含まれません。
- ・構内休憩所における朝礼、TBM-KY、打合せ、待機、装備の着脱^{ちゃくだつ}、退構時の車両スクリーニング時間なども作業時間に含まれます。

設問 20 東電社員の態度について

問 20. 東電社員の態度についてお尋ねします。(あてはまるもの1つに ○)

- | | |
|------------|---------|
| 1. 良い | 2. まあ良い |
| 3. ふつう | |
| 4. あまり良くない | 5. 良くない |

▶ 問 20-1. 「4.あまり良くない」「5.良くない」と感じる理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. あいさつ | 2. 高圧的な態度 |
| 3. 現場にほとんどこない | 4. 無理なスケジュールを要求する |
| 5. 身だしなみ | 6. 廃炉に向け一体感を感じない |
| 7. その他 | |

「1.~6.」とお答えになった方で、ご意見のある方は、具体的内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

▶ 問 20-2. 「1. 良い」「2. まあ良い」と感じる理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに ○)

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. あいさつ | 2. 丁寧な対応 |
| 3. 現場によく来る | 4. 安全を最優先にしている |
| 5. 身だしなみ | 6. 廃炉に向け一体感を感じる |
| 7. その他 | |

▶ 「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

日頃感じていること、やってほしいこと、不便・不満を感じていることがありましたら、以下の欄に自由にお書きください。

例えば、次のようなことについてご意見をお寄せください。

- ・福島第一原子力発電所で今後も働くにあたって、現在お住いの地域や通勤でのお困り事など

ご意見

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。
ご安全に！